

一般財団法人佐々木泰樹育英会
2020年度第8回臨時理事会 議事録

1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

提案事項 1

別紙の業務委託契約に関する契約書の締結。契約相手方であるトゥループロパティマネジメント株式会社は理事長佐々木泰樹が特別利害関係人であるため決議に参加しない。

提案事項 2

別紙のとおり定款変更を行う。なお、軽微な変更については理事長に一任する。

提案事項 3

別紙のとおり 2020 年度収支予算書を変更する。なお、軽微な変更については理事長に一任する。

提案事項 4

別紙のとおり個人情報等管理規程を変更する。なお、軽微な変更については理事長に一任する。

提案事項 5

別紙のとおり奨学金規程(建築、美術、医学、口語詩句奨学金、口語詩句賞)を変更する。なお、軽微な変更については理事長に一任する。

提案事項 6

別紙のとおり選考規程を変更する。なお、軽微な変更については理事長に一任する。

提案事項 7

別紙のとおり応募要領(2021 年度版：建築、美術、医学、口語詩句奨学金、および 2020 年度口語詩句賞)を変更する。なお、軽微な変更については理事長に一任する。

提案事項 8

理事会決議があったものと看做される日を 2020 年 10 月 8 日付とする。

2 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事 佐々木泰樹

3 理事会の決議があったものとみなされた日 2020 年 10 月 8 日

4 議事録の作成にかかる職務を行った理事 佐々木泰樹

理事総数 8 名 監事総数 2 名

2020 年 10 月 5 日、理事長佐々木泰樹が理事の全員及び監事の全員に対して、電磁的方法により理事会の決議の目的である事項について上記の内容の提案書を発し、当該提案につき、2020 年 10 月 8 日までに理事の全員から電磁的記録により同意の意思表示、監事の全員から電磁的記録により異議がないとの意思表示を得たので、一般財団法人法第 96 条(定款第 32 条第 4 項)に基づく理事会の決議の省略の方法により、当該提案を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、理事会の決議があったとみなされた事項を明確にするため、本事項を提案した理事及び議事録の作成にかかる職務を行った理事は、次に署名する。

2020年10月8日

一般財団法人佐々木泰樹育英会

代表理事 佐々木泰樹